

建設業法施行令の一部を改正する政令について

令和4年12月7日

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）により、特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金の額並びに専任の配置技術者を必要とする建設工事の請負代金の額が引き上げられることとなりました。

また、政令の施行日は令和5年1月1日であることと、施行日以降においては全ての工事に関し改正後の金額が適用になりますので、御留意くださいますようお願いいたします。

- (1) **特定建設業の許可及び監理技術者の配置**が必要となる下請契約の請負金額の下限
 - ア) 建築一式工事の場合 6,000万円→7,000万円
 - イ) 建築一式工事以外の場合 4,000万円→4,500万円

- (2) **主任技術者の専任の配置**が必要となる建設工事の請負金額の下限
 - ア) 建築一式工事の場合 7,000万円→8,000万円
 - イ) 建築一式工事以外の場合 3,500万円→4,000万円

詳細は下記のページをご覧ください。

https://www1.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00139.html

（国土交通省 報道発表資料「建設業法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定）